

平成27年 第3回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年2月4日(水)
開会 午後3時00分 閉会 午後5時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、総括指導主事 松本明彦、教育総務課長 中村和幸、
学校教育課長 横島勝則、子ども未来課長中村八寿子、
社会教育課長 土出政信、文化財保護課 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
 - (1) 議案第9号 京丹後市教育振興計画(案)について
 - (2) 議案第10号 平成27年度「指導の重点」について
 - (3) 議案第11号 平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について
 - (4) 議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
 - (5) 議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
 - (6) 議案第14号 京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
 - (7) 議案第15号 京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定について
 - (8) 議案第16号 京丹後市学校教育施設整備基金条例の制定について
 - (9) 議案第17号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
 - (10) 議案第18号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (11) 議案第19号 行政財産の所管換えについて
 - (12) 議案第20号 白隠禅師二百五十年遠諱記念「白隠禅師墨蹟展」の開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全29頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年3月4日

委員長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 松本明彦、教育総務課長 中村和幸、
学校教育課長 横島勝則、子ども未来課長中村八寿子、
社会教育課長 土出政信、文化財保護課 吉田 誠

〔書記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成27年 第3回京丹後市教育委員会定例会」を開会と致します。

皆さんお忙しい所ご苦労様でございます。今年度も早くも2月ということで年度末も近づいたところでございます。そしてまた、3月には峰山・弥栄において統合保育所、幼稚園の竣工式を迎えることとなります。そしてまた一方で、橘中学校・網野中学校の閉校を迎えることとなります。今年度も本当に多くの事業と、そしてまた教育課題に取り組んでいただきました。今後とも地域の声を大切にさせていただく中でしっかりと進めて行っていただきたいと思っております。

それでは続きまして、米田教育長から、平成27年 第1回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

皆さん、こんにちは。ご苦労様でございます。今委員長が言われましたが、新年の式とか初教育委員会議がつい先日のように思いますけれども、節分も済みました。本日は立春にふさわしいような日になりました。

この頃新聞やテレビでは、イスラム国と名乗る組織が、人質にした湯川さんやフリージャーナリストの後藤さんを殺害したとの映像をインターネットで公開したことにより、連日大きく報道され、大きな衝撃を受けています。新聞もそのニュースが大きく取り上げられて、あまり目立ちませんでしたけれども、2月1日の新聞には、文部科学省が昨年度、平成25年度の全国の体罰に関する調査結果を発表、かなり大きな紙面を取って報道されておりました。見出しだけ見ますと、「体罰で処分、教員4,000人 2年連続の大幅増」「体罰根絶 模索続く」という記事と同時に「京都府の乙訓高等学校野球部監督が体罰」という記事も大きく載っておりました。京丹後市では、体罰事象はありませんでしたけれども、2月19日に予定しています校（園）長会議では、こうした状況も紹介し、教訓にしたいと思っております。

せっかくの機会ですので、市内の教育に関する話題を2点、お知らせしておきます。1点目は、一昨日、2月2日月曜日から、ケーブルテレビによる中学校3年生向けの学習講座を開始致しました。「教育と学びのまち 京丹後 基礎から学ぶ高校受験数学講座」と称

した30分番組を9回シリーズ、1日2回放映をします。2月の後半には、同様の内容で再放送ということになっております。担当課長が後程紹介しますが、参考のために委員さん方も少し見ていただき、ご意見等知らせていただければ有難いと思います。2つ目は、小中一貫教育を基盤に据えまして京丹後市の教育改革構想を実施しているところですが、峰山学園の各小学校が、2月14日土曜日、2月22日日曜日に保護者の参観も兼ねまして「2分の1成人式」というものを実施致します。10歳をけじめに、小学校高学年になる意識を高めようとユニークな取り組みを計画しております。教育長のメッセージも欲しいという事で、届けることにしております。

今月は、今言われましたように色んな大きな行事があります。各小中学校ではPTAの年度末総会、また、入学説明会と予定されております。いよいよ年度末のまとめと、来年度に向けての準備に入ります。各学校が気持ちよく本年度を締めくくってくれますよう、教育委員会としても指導・支援していきたいと思っています。

それでは、この約1か月の動静について報告します。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第1回の署名委員は森委員です。会議録につきましては、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでよろしくお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

議案第9号「京丹後市教育振興計画（案）について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきまして、中村教育総務課長から提案します。

〈中村教育総務課長〉

議案第9号「京丹後市教育振興計画（案）について」ご説明を申し上げます。本計画につきましては、昨年9月に開催をされました教育委員協議会の方で現時点での内容のご説

明をさせていただいたところでもあります。その後、市長協議でありますとか議会への説明も得まして11月にはパブリックコメントも実施をさせていただき、最終的に、添付をさせていただいておりますが別紙の通り作成することとし、教育委員会の議決のお願いをするものでございます。前回ご説明をさせていただきました以降で追加をした部分を簡単に説明させていただきたいと思っております。

お手元に本編のものと概要版と2種類用意をさせていただいておりますが、本編の13ページをお開きいただきたいと思います。基本理念と視点の中でありますけれども、視点1のところ京丹後市の教育を象徴する動きとして「小中一貫教育」を謳っているのですが、ここで就学前も含めた10年間を見通した小中一貫教育ということで文言を追加させていただいております。それから、地域の大人たちがボランティアで子どもたちの学習や活動に参画をしてもらって視点を強調したいということでありまして、14ページに計画の体系図がありますけれども、ここの重点目標3であります、「子どもを健やかに育む教育環境を充実します」の施策の方向性の中の④としましてボランティアによる学習支援の推進という項目を追加させていただいております。これにつきましては、ページ数で言いますと21ページになりますけれども、そこで追加をさせてもらったことと、その下に目標指標ということで、新たに学校支援ボランティアの登録者数という部分を追加させていただきました。それから、さらに一部追加をしたという部分では、25ページになります。重点目標5ですが、「生涯にわたる豊かな学びを支援します」という項目の中で、真ん中の方に基本的方針がありますけれども、ここの2行目に「住民相互のネットワークづくりを進め」という文言を入れさせていただきました。市民全員で取り組むという姿勢を強調しております。以上が主な前回からの変更点になります。

補足であります。パブコメを、と先ほども言いましたけれども、パブコメをさせていただきましたが、それに対するご意見というのはございませんでした。また、この計画につきましては本編と概要版を作成することとしておりますけれども、部数でいいますと、本編を400部、概要版を23,000部作成していきたいというふうなことを予定しております。概要版につきましては全戸配布をして市民の皆さんに本市の教育振興を知っていただけて関心をもってもらいたいというふうに考えておるところでございます。

以上、非常に簡単でありますけれども、よろしくご審議いただきますようお願いを致します。

<小松委員長>

議案第9号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

すみません。内容の事ではないのですが、今市民に全戸配布されるというふうにおっしゃいましたけれど、この資料がこういった形で配布されるのですか。

<中村教育総務課長>

概要版というものがもう1部あると思っております。これが本編の概略をまとめたものでありまして、総勢8ページのものでありますけれども、これを刷り上げて全戸配布しようというふうに思っております。

<野木委員>

先ほど追加しての文言もありましたけれども、住民とのネットワーク云々というようにことで、今まで以上に学校と地域とが連携をしてということが当然ながら重要視される中で、携わっている私たちはこれを見たらできるのですけれども、いきなりこういうものを見せられて、どこまでこちらが訴えかけるものを理解していただけるのかということの観点の中で、もう少しイラストを入れるとか、分かりやすい形の方が良いのではないかなという、この期に及んでということであれなのですけれども、参考として聞いていただきたいと思うのですが、なかなか一般の方にぱっと受け入れられるものなのか、どうなのかなという感じはしました。

<中村教育総務課長>

ご意見をありがとうございます。確かに、おっしゃる通りもっとイラストとか入れたら良いのかなという部分はありますけれども、間もなく印刷も発注をしていかななくてはいけないというふうなこともありますので、できるかどうか分かりませんが意見はいただいております。

<野木委員>

今から差し替えとかそのようなことは思っていないで、これを見た感じで率直な感想を述べさせていただいただけです。

<米田教育長>

この件につきましては、当然校園長会とか保育所の所長会、それから社会教育がしていますいろんな会議等でもこれを説明しまして、例えば校長がPTAの総会とかいろんなところでこれについて触れるとか、またお配りするというような余分はありませんので、すでにお配りした、とか、今からお配りするけれど、とかいう言葉を付けながら推進計画が何を狙っているかという辺は説明をしていって、ちょっとでも興味を持ってもらえるようなことを色んな団体との会合等の時には広げていかなければいけないと思います。

<小松委員長>

よろしくお願いします。

この冊子の挟み方はどういうものになるのですか。

<中村教育総務課長>

A3版の真ん中にホッチキス留めをするという形です。

<坪倉教育総務課長補佐>

これはこういう形になっていますが、真ん中に入るように考えています。

<小松委員長>

400部というのは、どのあたりまで考えているのですか。

<中村教育総務課長>

市内の各学校、保育所、幼稚園等はもちろんですけれども、議会とか教育委員さんとか各種委員の委員さんなんかには配らせていただきますし、府内の市等にも配布をしていきたいというふうに思っております。

<小松委員長>

他にございませんでしょうか。

<文珠委員>

京丹後市教育振興計画の案を読ませていただきまして、2年に渡りまして、またすぐく時間をかけて計画を策定し、十分に検討をされて計画が策定されたということが窺われます。その中で、大きな視点として10年間を見通した小中一貫教育ということ、生涯にわたっての主体的に学ぶことのできる環境づくりという大きな視点を持って計画を立てて、それを進めていくという事で大変意義あるものというふうに感じました。その中で、教育に関して10年間を見通した小中一貫教育ということが大きい大テーマでございますけれども、重点目標3の「子どもを健やかに育む教育環境を充実します」という中の③個に応じた支援体制の充実という項目があります。特別支援教育ということの推進ということが、1つその中に謳われているわけですが、その中で21ページの施策の方向性3個に応じた支援体制の充実という文章がございます。十分な支援体制をしていかないといけないので、10年という枠に囚われずに、「乳幼児期から青年期までを見通した特別支援教育を進めます」というふうに書いてあります。その通りだというふうに思うわけですが、具体的には、乳児期は赤ちゃんの頃からということになりますし、青年期というのはどこら辺までを示されているのか、そしてどういうふうなサポートが考えられるのか、分かる範囲で教えて頂けたらと思います。

<松本総括指導主事>

乳幼児期と申しまして、今保育園・幼稚園におきましても0歳児からというところの部分もありますので、そういう部分での支援というところも十分いきますし、就学前の教育を受けていない子についても保健師さんとの連携というところも進んでおりますので、そういうところから、青年期と申しましてもなかなか進学先というところもありますけれども、特別支援関係でいいますと特別支援学校との連携ということも含めた形で考えておるところです。

<文珠委員>

一般的には高校くらいまでの。

<松本総括指導主事>

だいたい福祉で言いますと18歳というところを基準にしているのではないかなというふうに思っております。ただ、その後の支援についてもない訳ではないですので、福祉関係の方については当然支援していくわけですが、学校教育という部分においてはその辺りなのかというふうに思っております。

<小松委員長>

他にご意見ございますか。

〈野木委員〉

細かいことですが、先ほど追加を21ページと25ページのところでされたのは、追加のこういった文言というのは、策定委員会の方々の了解と言いますか確認はされているわけでしょうか。

〈中村教育総務課長〉

その都度修正したものにつきましては、会の会長さんなんかにも見ていただきながら了解を得ております。

〈野木委員〉

最終の資料を見ていますと、昨年8月21日に最終かどうか分かりませんが、13回の会を持っておられるという事で、その後そういう集まりがあって確認をされているという理解でよろしいのでしょうか。

〈中村教育総務課長〉

策定委員会につきましては今の36ページの表の上の方が策定委員会です。20名の委員さんをお願いをしまして委員会の方を6回開催しておるのですが、第6回の最終会というのが8月1日であります。それを最終のものを受けまして、下の内部委員会は、いただいた意見を更に調整をするという事務方での作業でありまして、8月21日以降もうちの事務局の方で細部をまた点検もする中で、そういった部分についても最終的には確認いただいたということになります。

〈野木委員〉

分かりました。このサイズのものは今おっしゃった上の方々が常に事務局と連携をしながらこれを確認しているという。

〈吉岡教育次長〉

会議等で協議されたのは8月が最後ですし、一部事務局で直したり、それから市長協議等でも直した上で点検をしながら、直した分については報告をさせていただいているという形で、改めて集まっていたら会議をしたとかそういうことはないです。それで、趣旨から言うと策定委員会についてはあくまでも原案をつくっていただいて検討していくものですので、最終の計画の仕上げはこの教育委員会が決定権を持っていますので、教育委員会で決めていただくことになっています。

〈野木委員〉

分かりました。その会議の中身も全く分からずにポンとここで否決するという事はないと思うのですが、私が言いたかったのは、どこで、誰が、これをきっちり確認してここに挙がってきているのかなという事が少し、追加という部分で分からなくなったものですからちょっと質問させていただいている次第です。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈森委員〉

すみません。市民に配られるという概要版を見た時に、重点目標3のところの市立小学校の耐震化、市立中学校の耐震化、その次の非構造部材の耐震対策というようなことがあるのですけれども、一般市民も含めて私もこれって何のことかなと、分かるのでしょうか。

〈中村教育総務課長〉

確かにこれだけ見たら分かりにくいかもしれませんが、この非構造部材の耐震対策といますのは、これまで耐震化につきましては建物については耐震化をずっと進めて来ました。ここでいう非構造部材といますのは、例えば一定以上の面積を持つ部屋、例えばランチルームですとか体育館なんかで吊られているような天井があったり、それからぶら下がっているような照明器具、それから壁に取り付けられているようなスピーカーみたいなものとか、ああいったものが地震の時に落下をしないかという調査を今年度やっておりまして、それに必要な対策を来年度からやっていこうということでありまして、その対策という意味であります。確かに非構造部材ということだけでは何か分からないという点については、こういった形になってしまったという事であります。

〈森委員〉

では、あくまでも上の市立小学校の耐震化というのは、私から言うとそういうものも含めてという理解なのですか、あくまでもこれは建物、校舎。

〈中村教育総務課〉

主体部といますか、中にあるものではなくて、構造物の耐震化だったということです。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。議案第9号「京丹後市教育振興計画（案）について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第10号「平成27年度「指導の重点」について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましては、学校教育の指導の重点は松本総括指導主事から、それから社会教

育の指導の重点は土出社会教育課長から説明します。

〈松本総括指導主事〉

学校教育の指導の重点につきましては、そもそもの指導の重点ではなく、比較対照表の方でご説明をさせて頂こうと思いますが、全て変更点を説明している時間的なものはありませんので、作成および修正のポイントをお話させていただいて審議いただければという風に思います。

1点、構成につきましては先ほど議決をいただきました市の教育振興計画との柱立ての統一と整合性を図るという事を変更点の大きな柱としております。従いまして、市の振興計画の重点・視点に合わせて学校教育に関わる視点・重点というものに組み替えて構成をしておりますので、内容的に大きく全くごろっと変えているというのではなくて、この柱立てに組み替えた形の項目に沿って文章を入れ替えたりという所が大きな構成上の変更点であります。また、そうは言いましてもなかなか、では来年度どういうところを中心にといいところが分かり辛いという、網羅的な部分もどうしてもありますので、そういう部分を改善するために来年度特に重視することについては太字下線というような形で明記することによって、より意識化を図っていこうというような構成にしております。また、内容面につきましては、1点視点のところは10年間を見通した小中一貫教育の推進という大きな柱を謳っておりますので、小中一貫教育を強調していくというところで、来年度はとりわけ保幼小の接続という課題がありますので、そこを強調した文言修正にしております。また、もう一つの課題であります地域・保護者との横の連携の重視というところについても小中一貫教育の課題として挙がっておりますので、そこを改善するところについての文章の修正を行っております。また、重点の6に歴史文化を活用し郷土への愛着と誇りを育む教育の推進というものが市の教育振興計画にも挙げておりますけれども、ここについては具体的には丹後学というものを推進していくという事しておりますので、初めてこの丹後学というものについての重点という形で文章に起こして記述をしておるといふところではあります。それからもう一点、内容面については今大きな課題となっている生指の指導上、それから人権教育上の課題となっておりますSNS等での、そういう機器を使っただけのいじめでありますとか、仲間外しというようなところの関係、それからそういうものの使い方、ルール・モラルの教育ということが大きな課題として挙げられておりますので、そこを強調した構成にしております。最後に、啓発や意識化というところにおきましては、この後議決をいただきましたら学校教育推進上の留意点というものを作成しまして、特に管理職向けに指導の重点を推進して行く為に管理職としてどんな役割を果たしていただくのがふさわしいかというような部分についての意識化と学校経営の取り組みを図るための推進上の留意点の作成を考えております。合わせて、概要版を作成しまして全教職員への意識化と啓発を図るということをしていきますということもこの中に明記して進めていくという事で、入れ込んでおるといふところが大きな作成及び修正のポイントとなっております。

よろしくご審議お願い致します。

〈土出社会教育課長〉

続きまして、社会教育の指導の重点についてご説明をさせていただきます。

新旧比較表に基づきまして説明をさせていただきます。全体を通してですが、先ほど総括指導主事が申しましたように、教育振興計画の柱立てに基づきまして指導の重点を単年

度計画と位置付けて作成をさせていただいております。比較表に基づきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に「はじめに」の部分で字句の修正を2か所しております。1つは前段の部分で第二次京丹後市総合計画に基づきまして計画の文言を修正しております。本市の将来像に基づきましてこの内容を新たに修正させていただきました。下の部分につきましては、先ほど振興計画の中でもありました視点2の部分はこの指導の重点の中に盛り込んでおります。それから裏面を見させていただきまして、生涯学習の実現については体制の整備・学習活動と同様に進めていきたいと考えております。それから、3ページ目になりますが、地域を創る公民館活動の推進の部分で、振興計画に基づきまして公民館・図書館のそれぞれの施設部分につきましては、別途説明しますが、施設設備の充実の中に新たに移動をしております。それから図書館に関わる部分ですが、字句の修正で「新たな」から「第二次」とさせてもらっています。平成26年度につきましては、子どもの読書活動推進計画につきましてはまだ作成中でありましたので、今年度新たに発表しました子どもの読書推進活動の第二次推進計画として字句の修正をさせていただいております。それから、先ほど申しました5番目の社会教育施設・設備の充実ということで、ここに公民館及び図書館の施設整備に係ることについて盛り込んでおります。続きまして人権教育の推進ですが、体制整備と学習機会の充実を同様に入れさせていただいております。家庭・地域社会の教育力の向上につきましても同様の内容で進めていきたいと考えております。ただ、青少年の育成と地域活動の推進につきましては、4番目に挙げておりました青年教育に関わる部分につきましては、現実的に対応ができる内容に修正をさせてもらっています。それから、地域の教育力を高める成人教育の充実につきましても、昨年と同様進めていきたいというふうに考えております。続きまして、文化・スポーツの振興につきましては、教育振興計画に基づきまして柱立てを変更させていただきました。今までは「文化・スポーツの振興」として文化とスポーツを一体化して柱にしておりましたけれども、27年度から「文化・芸術の振興」と「文化財の保護と活用」、そして「生涯スポーツの推進」という3つの柱立てにさせていただきまして。これも教育振興計画に基づきましてその柱立てに変更をさせていただいております。文化・芸術の振興につきましては、地域文化活動の促進と芸術文化活動の観賞機会の拡充、情報提供。それから文化財保護の活用につきましては、内容につきまして文化財保護課長の方から少し説明させていただきたいと思っております。

<吉田文化財保護課長>

失礼します。文化財の保護と活用につきましては、まず27年度に確実に決まっています具体的な内容で盛り込んで修正をさせていただいております。まず5番目ですけれども、網野銚子山古墳の整備というのを27年度に重点的にする予定にしておりまして、その文言を入れております。それから8番目でございますけれども、市史編さん事業につきましては26年度で終了をいたします。この事業につきましては、27年度以降は普及啓発で地域づくりに生かすということに修正をしております。それから、10番目でございますけれども、27年度に京都市内で丹後展というものを開催する予定にしておりまして、そういった丹後展に関して具体的に文言を入れ込んでおります。それから11番目でございますけれども、教育振興計画を審議する中で京丹後市のインターネットを基にしたような文化財の紹介というのが非常に重要であるというような指摘をいただいております。具体的にはデジタルミュージアムだとかライブラリーを開設しておるのですけれども、そう

いった部分を充実していきたいというようなことで11番を追加しております。以上です。

<土出社会教育課長>

続きまして生涯スポーツの推進についてでございます。先ほど申しましたように、新たに項目を新設させていただきました。これはスポーツ推進計画に基づきまして、その項目を重視していきたいということで挙げさせてもらっておりますものと、これも同じく教育振興計画の柱立てによりまして、整理をさせていただきます。中身につきましては、地域スポーツ活動による健康・体力づくりと競技力の向上、そして施設設備の充実という3つの柱立てで項目を挙げさせてもらっております。最後に、社会教育指導体制の充実につきましては、昨年通り引き続きまして進めていきたいと考えております。以上です

<小松委員長>

議案第10号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<文珠委員>

先ほどの教育振興計画にあるように、小中一貫教育がいよいよ前面に出されて10年を見据えた教育という環境での指導の重点が作成されていることに思います。その中で、そう思うと、やはり新たに幼稚園教育、保育所の教育というものが今までの保育だけではなくて教育という視点でもって教育委員会が管理といいたいまいしょうか、施策を行ってその計画の実現をはかっていくという範疇に入ってきたかなというふうに思います。そんな中で、いろいろな施策がされていくのですけれども、特に小さい子ですので、その子たちをどういうふうに学ばせていくのか、何が必要なのかと実際考えていくかと思うのですけれども、今では、例えば保育園ですと申請があつて受け入れて、条件が合ったから入園ですということであつたらうかと思うのですけれども、これからは、こういうことを保育園に来てもらったら学んでいただけますよ、こういう保育を目指しますよ、そして、その結果小学校以降に繋いでいきますよということをやはりご両親も、親御さんも分かってもらってしていった方が絶対に良いと思うのですけれども、そういうことを入園前にいろいろと説明されていると思うのですけれども、それを再度十分にご説明いただいて、そしてお互いにそういった教育が進めて行けるような覚悟というものを教育委員会も持たなくてはいけないし、現場の先生や保育士さんもお持ちいただいて進めていただけるようにというのが切なる願いかなというふうに思っています。その中で、家庭との連携をやはり教育は重視していますので、最初からまず保育園・幼稚園、出だして連携作りが重要になるのかなというふうに思います。勝手に想像させていただくわけですけれども、今まで保育所の中で家庭との関係を持つというのはとても重要なことで、家庭のお母さん方が持っている不安定さを先生方が聞かれてある程度相談に乗られて、家庭のお母さんの不安定さを取り除いていって、そして子どもたちにもその良い関係に結びつくというようことはあつたように思うわけです。そういうことも家庭との連携という、家庭の支援という事で大変繋がってくるととても重要な、そしてとても大変な仕事の一部には違いないのではないかと。これを否定すると大変なことになってくるのですけれども、私が勝手に思い付きで思うのは、幼稚園・保育園こそそういう話を聞いてあげる方、インストラクターのような色んな悩みや相談を聞いてあげて、そして安定させていくというような任務を持っていかないといけない、そういう

特別な教育機関であるという部分の認識がこれからもっと出てくるのではないかと思います。そういった担当する保育士・先生がおられた方がとても良いのと思うのは、とても重要なところだなという、スタートに当たりまして是非そんなところも意識付けをお願いしていけたらなというような思いでおります。以上です。

<小松委員長>

他にございませんか。

<野木委員>

これは指導という観点になるのかどうか少し疑問なのですが、ここに謳ってある中で食育に関わる文言というものが出てこないのですが、そのあたりはここには謳われていないということですか。私が資料を調べさせてもらった中でそういった文言は無かったように思うのですが、その辺りのお考えはどうだったでしょうか。

<松本総括指導主事>

直接食育というようなところではないのですが、重点7の2番健康安全教育のところに望ましい食生活が身に付けられるようにというようなところでの文言が食育に当たるところではないかと認識しております。

<野木委員>

大きく解釈してそう取られているのですね。たまたま、先日テレビを見ていましたら香川県の小学校の校長先生ですがインフルエンザで学校を休む児童が多い中で、体温を上げる給食というようなものに取り組むと、次の年休む子が激減したというような事例も先日テレビで拝見しまして、やはり食べるという事に関しては小学校時代から自然と体に植え付けるような指導が必要ではないかなというふうに思っておりますので、少し意見させていただきました。

<松本総括指導主事>

今、幼稚園・保育所と小学校の接続というところにおきましては、給食の関係とか時間ですとか内容、量という部分についての学びを両方で学びあって、その食育の部分でも円滑に接続していけるようにというような取り組みも先進的な中学校区では動き出しております、そういう辺りについても早い段階から意識した取り組みができれば良いなというふうには考えております。

<米田教育長>

重点7の中の、今言いました健康教育の中の(3)の中に「児童生徒が望ましい食生活を身に付けられるよう学校における食育の推進・充実」というようなことを書いております。それから、これを具体化したのはご存じのように京丹後では例の「まるごと京丹後の日」とかいろんな形で食育を地域の方々にも協力してもらってやっておって、これは京都府下の中でも珍しいというか、余所が羨ましがっているようなところもあります。ですから、言葉は少しだけしか書いてありませんが、中身が京丹後市は非常に農林水産環境部の力も借りながらやっておるものです。

<野木委員>

米田教育長のいらっしゃる時はそこを推進していただけるものと思っているのですが、どなたになろうと、このところは重要に考えて頂けたら有難いなと思っております。

<文珠委員>

さっき発言について、もう一言添えて気持ちを伝えたいと思います。各園に相談カウンセラーというようなことが、常設といたらおかしいですけども、それくらいの気持ちで保護者との連絡を密に取っていただけるような体制づくりというものをさせていただきたいというふうに思います。それこそ、家庭との繋がり、保育園から小学校に上がるための大切な準備になるのではないかなというふうな気がいたします。是非そうならいいなと思うのですけれど、それはまたいろんなことですけども、そんな大事なことというふうに私は思っております。以上です。

<森委員>

私も今聞かせていただいている、少し振り返ったり思い出したりしていたのですけれども、園と保護者、学校と保護者の繋がりはとても大事だというのはよく分かっていて、この重点は、確かに重点なのです。計画なのです。それで、先生も一生懸命になってくれるし、ただそれに親が本音を言えたりとか子どもが家庭の状況で不安定になっているのを先生が気付いて親に言ってくれたりとか、そういう関係はすごく大事なのだと思うのですけれども、子どもから察して、親がどうなっているのかなというのは先生方から見られると分かることもあるかもしれないのですけれども、その親は必死だったりとか、子どものことも思えないくらい一生懸命で先生には言えないというところもあるのではないかなと。よく先生方が言われていたのは、懇談会とかがあっても、来てほしい親は来ないというようなことをよく言われて、実際そうだと思いますし、家庭の環境にもよるのでしょうけれども、行きたくても行けない環境にあるのか、その辺が分からないと思うので、私は両方の立場で、先生の立場は今でしか分からないのですけれども、父兄の立場からすると、喋る親は良いけれど喋らない親のことは何も分かってもらえないというようなことがあるのではないかなと思うので、書いたもので見るのと実際の対応というのは、今言われたみたいにカウンセラーというか、そのような方が常にいらっしゃると良いと思うのですけれども、そこら辺が、言えない親にフォローができるというか、何か見つけていただけるようなことに繋がれば良いかなと思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第10号「平成27年度「指導の重点」について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第11号「平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきまして、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第11号「平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について」説明をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は平成19年度から実施されておりました、平成22年度から24年度は全ての小中学校ではなく、国において抽出校の調査となっておりました。本市では、それぞれの学校の課題を整理し、学校で重点をおいて取組んできたことの結果把握等を行うためには、全小中学校を実施する必要があることから、市の費用において、抽出校以外の学校も実施することとし、全校調査を行ってきております。そのような中、国においては、改めて昨年度から全校調査を行うこととしたことから、昨年度は全校調査を実施しております。

27年度については、別紙実施要領のとおり、対象科目については小学校6年生は国語、算数及び理科、中学校3年生は国語、数学及び理科となっており、本市においても全児童生徒を対象として実施する調査に参加をすることとしたいと思います。理科については、24年度に実施しておりますが、文部科学省は、過去の専門家会議で3年に1回の実施が妥当としてまとめられていることから、それを踏まえて今回されるものと思われま。27年度の実施日は、児童生徒に対するものは4月21日火曜日、学校に対するものは4月の実施ということにされております。

なお、調査は地教行法第17条により教育委員会の職務権限とされており、調査結果については、本市では、従来、公表はしないこととしていましたものの、本年度から国の取り扱いが変更され、国の要領では、市教育委員会の判断において市全体の結果、また学校ごとの結果について公表を行うことと、学校に対し公表するよう指示することが可能となりましたので、教育委員会議で協議をいただき、市全体の数値と分析結果、また今後の改善方策も併せて、市の広報によりすでに公表させていただいたところです。

この公表に係る点につきましては、27年度の取り扱いについてどうするかについては決定いただく必要がありますが、これについては、他市の状況等も踏まえ、改めて教育委員会議で審議をいただきたくこととし、本日の委員会においては平成27年度全国学力・学習状況調査の参加についてのみ、ご審議をいただければというふうに思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第11号をご説明いただきました。

〈小松委員長〉

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<野木委員>

今の議題は、参加すべきかどうかということの内容ですか。

<吉岡教育次長>

はい。参加をするということを提案させていただきましたので、それについて審議をお願いしたいと思います。

<小松委員長>

あくまで実施という事だけとなっております。

<米田教育長>

ただ、参加をする限り先ほど教育次長が言いました公表等を含めて関連質問はしていただいたら結構です。

<野木委員>

それについては以前のやり取りの中で意見も言わせていただいたと思いますので、実施をすることに大いに賛成をさせていただきます。

<小松委員長>

他にございませんか。

<文珠委員>

意義はありません。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。議案第11号「平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

次に、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」説明をさせていただきます。

国におきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、教育委員会制度の改革を進めており、これについてはいろいろと勉強会等で知っていただいておりますが、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、関係する条例の整備を行うため、本条例を制定をしたいというふうに考えております。

本条例では、1つの条例の廃止と、4つの条例の一部改正を行います。

説明に際しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を地教行法と略させていただきますので、よろしくご願ひ致します。新旧対照表も付けておりますので、そちらの方も合わせてご覧いただければと思います。

まず、教育長の給与等に関する条例の整備です。改正前の地教行法の規定では、「教育委員会は、5人の委員をもって組織する」としておりましたが、改正後は「教育長及び4人の委員をもって組織する」として教育長を教育委員から外し、任命の際に必要な議会の同意についても、従来は教育長も委員として同意を受け、教育委員会から教育長として任命をされておりましたが、改正後は教育長として議会同意を得ることとなり、改正前は「委員は非常勤とする」とされておりましたが、改正後は「教育長は常勤とする」というふうに改正され、改正後の法律の規定による教育長は常勤の特別職ということになっております。また、教育長の給与等の条例の根拠規定であった教育公務員特例法第16条の規定が削除されたため、「京丹後市教育委員会教育長の給与等に関する条例」を廃止するというものです。この条例の廃止について、第1条で規定をしております。

次に、第2条で「京丹後市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正」を行います。第1条の条例廃止に伴い、改めて、教育長の給与等を定める必要が生じたので、地方自治法第204条第1項及び第3項の規定に基づき特別職の給与等を規定しています「京丹後市長及び副市長の給与に関する条例」に教育長の給与等について規定するため、第2条で一部改正を行うものです。内容としましては、題名を改めるとともに、条文中に教育長を加える改正を行うとともに、給料月額を定めている別表に教育長の給料月額を規定するものであり、給料月額等の見直し等は特に行っておりません。

次に、第3条で「京丹後市職員厚生制度に関する条例の一部改正」を行います。「京丹後市職員厚生制度に関する条例」の第2条で、条例の適用を受ける職員の規定に給与条例を引用している条文がありますが、先ほど申し上げました本条例の第1条及び第2条の規定に伴い、必要な改正を行うものです。

なお、改正前の条例第2条第4号の条文に一部誤りがありましたので、併せて改正を行います。

次に、第4条で「京丹後市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」を行います。

地教行法の改正では、教育委員長の職が廃止され、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととなったことから、非常勤特別職の報酬等を定めています「京丹後市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表で規定しております教育委員長の報酬の額を削除するため、必要な改正を行うものです。

次に、第5条で「京丹後市旅費条例の一部改正」を行います。教育長の旅費については、「京丹後市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の第5条で規定していましたが、先ほど申しあげました本条例第1条の教育長の給与条例の廃止を行いましたので、改めて定める必要が生じたので、「京丹後市旅費条例」に規定する市長等に含めるため、必要な改正を行うものです。

これらの条例改正については、施行期日について、附則で平成27年4月1日とさせていただきます。

なお、今回の地教行法の改正では、旧教育長に関する経過措置が設けられ、教育長の委員としての任期が満了する日をもって教育委員長の任期が満了することとされているため、本条例においても、これが関係するものについては、現教育長が在職する期間は、廃止や改正をする前の条例が効力を有する旨の経過措置を附則で規定しております。なお、先ほど申しあげました教育委員長の職の廃止により、改正後の地教行法では教育長が教育委員会を代表することとされましたので、「京丹後市議会委員会条例」で規定しています委員会への出席説明の要求については今後は教育長へ行うこととするため、条例改正を行う必要がありますが、この条例につきましても提案権を議会が持っておりますので今回の条例改正からは除かせていただいております。また市長部局の方で3月議会に予定しているのですが、特別職の給与条例等の一部改正を検討しております、それが提案される場合は1つの条例の改正を教育委員会の今回の改正とまた別に市長部局が条例を提案することができないことということになっておりますので、これについては後日整理を行いまして、1つの改正条例として提案することが必要となった場合には、この条文の書き方が全て変わってきますので、そのことは承知をいただいております。ただ、教育委員会の方で検討させていただいて提案させていただく内容については今回説明をさせていただいた内容で提案をさせていただくこととなりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

<小松委員長>

議案第12号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

<小松委員長>

ございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第13号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第13号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」説明をさせていただきます。

前議案と同様に、国の地教行法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、関係する規則の整備を行うため、本規則を制定するものです。

本規則では、7つの規則の一部改正を行います。

まず、第1条では「京丹後市教育委員会会議規則の一部改正」を行うものです。こちらについても新旧対照表を付けておりますので、それにより説明をさせていただきます。

今回の地教行法の改正では、前議案でも申し上げましたとおり教育委員長の職の廃止により、改正後の地教行法では教育長が教育委員会を代表することとしましたので、条文中にある「委員長」を「教育長」に改正をするものです。

また、会議の招集については、改正前は「委員2人以上の請求があったときは招集する」としておりましたが、地教行法第14条第2項で「委員の定数の3分の1以上の委員からの請求がされた場合」と明確にされましたので、第4条第3号及び第4号の改正を行います。

続いて、委員長の選挙、委員長の職務代理者の規定は必要なくなりましたので、第5条及び第6条は削除します。

なお、改正後の地教行法では、教育長の職務代理者は、あらかじめ指名する委員がなることとなります。

改正後は、教育委員会議の出席者が教育長及び教育委員となりますので、「出席委員」を「出席者」に改め、また、地教行法に「教育委員会規則に定めるところにより、会議録の作成と公表に努めなければならない」とされましたので、第21条に会議録の公表を追加しております。

次に、第2条で「京丹後市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正」を行うものです。前条の改正と同様に、「委員長」を「教育長」に改正をします。

次に、第3条で「京丹後市教育委員会広告式規則の一部改正」を行います。地教行法の改正に伴い、引用している条番号の移動と、「教育委員会委員長」を「教育長」に改めるほか、所用の改正を行うものです。

次に、第4条で「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正」を行うものです。この規則は、教育委員会の組織と所掌事務等について規定しておりますが、第1条目的の規定中、地教行法を引用している部分がありますが、条番号の移動に伴う改正と、改正前の地教行法第20条第2項で規定していた教育長の職務代理者の規定が削除されましたので、その引用部分を削除する改正を行います。

次に、第5条で「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正」を行います。この規則は、教育委員会の職務権限のうち教育長に委任する範囲を定めるものですが、地教行法を

引用している部分がありますが、条番号の移動に伴う改正と、改正後の地教行法第25条第3項で教育委員会議への報告が追加規定されましたので、関係する規定を定めるほか、所用の改正を行います。

次に、第6条で「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正」を行います。

この規則は、教育委員会の事務部局及び所管する教育機関の職員の補職名を定めるものですが、地教行法の改正に伴い教育長が特別職となりましたので、補職名から削除するものです。

次に、第7条で「京丹後市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正」を行うものです。

この規則は、学校医等の公務災害補償の施行に関し定めているものですが、様式の中にある「京丹後市教育委員会委員長」を「京丹後市教育委員会教育長」に改めるものです。

これらの改正につきましては、附則で平成27年4月1日からの施行としますが、今回の地教行法の改正では、旧教育長に関する経過措置が設けられ、教育長の委員としての任期が満了する日をもって教育委員長の任期が満了するとされており、本規則においても、これが関係するものについては、現教育長が在職する期間は、廃止や改正をする前の規則が効力を有する旨の経過措置を附則で規定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<小松委員長>

議案第13号をご説明いただきました。

<小松委員長>

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<文珠委員>

ただ今の説明におきまして、国の法律の改正及びまた方向性に各規則が修正されていくということで、よく分かるわけがございますけれども、その中で経過措置として現教育長が在任の間は今の規則で運用していくという事で全部なっているようでございますけれども、事務委任規則におきましては、新しいのは第5条の教育委員会の会議の報告というのが付け加えられております。これは、内容を見ていますと、今まで明記されていなくても、報告を受け、またしてきたことではあるのかなと思いますけれども、これが明記されたという事は、とても私は大事なことだろうというふうに思います。ですから、この視点は今までから持っていなくてはいけないと思っていましたし、委員の1つの大きな務めであろうというふうに思っていることがここに明記されたと思うところなのですけれども、新しい規則に関わらずそういうふうに現教育長がおられる間は旧規則でやるという事であるのですけれども、それに関わらずやっていきたいなと思って読んでおりましたら、最後附則で適用しないと、ここだけ文言が変わってないのです。これはどういう意図があつてこうしたのか少し分かったと、説明いただければ有難いかなと思います。

<吉岡教育次長>

言われたとおり適用しない形になっていますので、法律上はそういう形のものが示されるので、規則でそういう形で謳わせていただきますが、ただ、委員からもありましたよう

に実際はすでに京丹後市の場合は教育長の判断でいろいろと報告もされていますので、規則の上ではそういう形になっていますが、すでにこういうことはやられているというふうに認識をさせていただいています。

<文珠委員>

京丹後市が新たにつくる場合ではなくて、これは事務規則に準じて変えてあるというくらいの認識で、実際はこのことはもうやっていると、当然のことを委員としての職責であるというふうに認識させていただいて、教育長が在職の間は大いに質問もし、報告も受け、また規則に書いてあるのは施策の推進に関する事務、各定例会の会議とも報告しなさい、それから児童・生徒等の生命又は身体に、これは当然当委員会ではされてきている部分なのですけれども、わざわざ「適用しない」と書くと、報告をしないように思いますので、単に確認をさせてもらったということです。

<吉岡教育次長>

委員からある通りでして、全国的には色んな教育委員会がありますので、そういうところが指摘をされて今回の地教行法の改正になっているので、京丹後市はきちっとそういうことはやらせていただいているというふうに思っております。

<文珠委員>

ありがとうございます。

<小松委員長>

他にございませんか。

<森委員>

はい。19ページが右も左も委員長になっているのですけれども、間違いですか。他のところは全て改正案が教育長になっていると思ったのですけれど。

<吉岡教育次長>

ご指摘のところが間違っておりますので、訂正をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

<小松委員長>

よろしく申し上げます。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第13号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第14号「京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第14号「京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」説明をさせていただきます。

国の教育委員会制度改革による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の中で、教育長の給与や勤務時間その他の勤務条件等を規定しておりました教育公務員特例法第16条第2項の規定を削除する改正がされるとともに、教育長の服務等を規定しております改正後の地教行法第11条第5項に、教育長の職務専念義務が規定され、専念義務を免除する特例については別途定める必要が生じたため、条例を制定するものです。

条文の内容について説明します。第1条で趣旨を規定し、地教行法の規定に基づくものとしております。第2条で勤務時間、休暇等について、第3条で職務に専念する義務の免除について規定しますが、どちらも一般職の条例の例によることとすることと定めます。

なお、附則で施行期日を平成27年4月1日としますが、改正地教行法の経過措置による現教育長が在任する場合は、この条例の規定は適用しないこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〈小松委員長〉

議案第14号をご説明いただきました。

〈小松委員長〉

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第14号「京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」につきましても、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第15号「京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第15号「京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定について」説明をさせていただきます。

前議案の条例制定に伴い、条例施行に関し必要な事項を定めるものです。第1条で趣旨を、第2条及び第3条で、勤務時間、休暇等について、職務に専念する義務の免除について、それぞれの条例施行規則の例によることとしております。

なお、施行期日、経過措置につきましても、条例の規定に合わせ定めることとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<小松委員長>

議案第15号をご説明いただきました。

<小松委員長>

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<文珠委員>

文言の意味がよく分からないので説明をお願い致します。職務に専念する義務の免除というのは、具体的にどういうことなのでしょう。

<吉岡教育次長>

今回の地教行法の改正の法律の中で、教育長は勤務時間中職務に専念しなければならないという規定がされています。先ほどの条例の制定をさせていただいたのですが、今回挙げさせていただく条文の中にあることに依る場合は職務の専念をしなくても良いという規定で、それが免除の規定という形になっています。少し補足させていただくのですが、法律改正で教育長は常勤の特別職扱いになったのですが、勤務については一般職扱いです。特別職の副市長等とは異なって教育長は一般職扱いになっているので、勤務時間等こういうものが全て定めなければならないという形になっています。こういう場合だけは職務の専念が免除されるということを規定している。これは一般職と同じ規定になっています。

<文珠委員>

こういう場合とは、どういう場合ですか。

<吉岡教育次長>

ここには書いてないですね、具体的に。

「研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、前2号で規定する場合を除く規則で定める場合」ということで、多いのが研修等で職場を離れるという事が多いと思います。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第15号「京丹後市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第16号「京丹後市学校教育施設整備基金条例の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第16号「京丹後市学校教育施設整備基金条例の制定について」説明をさせていただきます。

平成20年5月までにおきましては、国庫補助を受けて建設された建物等を学校以外に転用したり、売却する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認を受けるための財産処分の手続き等が必要とされておりましたが、国において平成20年6月に公立学校施設の財産処分の手続きの弾力化が図られ、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物を、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てたうえで民間事業者等へ有償により貸与・譲渡することとした場合は、国庫納付金が免除されることとなっています。

このたび、学校再配置に伴い空き施設となった旧大宮第三小学校の校舎について、旧グラウンドを使用し木質加工流通施設として運営している会社から、校舎の施設の一部を事務所として貸付を受けたいとの要望があり、関係部局と協議の結果、会社の目的、事業の内容等から適当と判断し、貸付を行うことを予定しております。

そのため、旧大宮第三小学校の校舎の一部を会社に有償にて貸付を行うに当たり、国庫納付金の免除要件に該当させるために、基金を積み立てるに必要となる条例を制定するものです。

先ほど申し上げましたとおり、原則として国庫納付金相当額を積み立てる必要がありますが、旧第三小学校は昭和54年に旧第二小学校の整備と一緒に行われたものであり、一

部貸付に伴う貸付部分の補助金相当額の積算が難しいことから、国との協議の結果、貸付に伴い会社から収入する貸付料に施設整備の補助率である2分の1をもって充てるということで良いとの承認を受けておりますので、その額をもって基金への積み立てを行うこととしております。

また、今後、他の学校跡施設でも有償による貸付等を行う場合は、同様にこの基金に積み立てを行うこととなります。

なお、この基金に積み立てたものは、後年度に学校教育施設を整備する際の資金として活用をすることとなります。

条例の内容を説明します。第1条に設置目的を規定しておりますが、先ほど申し上げました学校教育施設の整備に必要な資金として積み立てるものです。第2条以降は、管理や処分等、他の基金条例と同様の内容を規定しております。

施行期日につきましては、平成27年度からの貸付を予定しておりますので、平成27年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<小松委員長>

議案第16号をご説明いただきました。

<小松委員長>

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

第三小の家賃をいただいたのを基金に積み立てると。

<吉岡教育次長>

簡単に言いますとそうです。今回は年間13万円。

<森委員>

年間13万円。月ではないのですね。

<中村教育総務課長>

一部なので、建物全部ではないという事です。面積按分です。

<吉岡教育次長>

保健室一室です。ですから、例えば保健室が1ですから、10教室があつて10全部を貸したらその10倍ですから、簡単に言ったら年間130万円くらいになるということですね。

<小松委員長>

13万円の根拠はどういう査定なのか。

<吉岡教育次長>

固定資産の課税評価を利用して、その6パーセントです。

〈中村教育総務課長〉

普通財産の貸付をそれでやっています。

〈米田教育長〉

ものすごく多額で、基金がさっと集まったら、すぐ次の再配置があっても、この学校を整備しなくてはいけないといって使えるという事だな。

〈吉岡教育次長〉

昨日も市の内部の中で少し協議しておったのですが、どういう時にこれを使うのかと、ちょっとした改修に使うのか、今年積み立てたら来年また改修があるのでそれに使うのかということはないだろうと。大きな施設整備の時に使うことになるのではないかなと思います。簡単に使うという事にはならないと思います。ただ、今は旧大宮第三小学校の一室だけなのですが、これから他の施設でまるごと学校を貸してほしいというようなことが出てきたときには、何百万というものも発生する可能性もありますので、そうすると2、3年経ったらすごい額が基金に積まれる可能性もあります。まだ今は分からないですけども、そういうこともあり得るということです。

〈米田教育長〉

その基金は京丹後市のものだな。

〈吉岡教育次長〉

はい、京丹後市です。

〈米田教育長〉

国が了解しなくても好きなように使えるということか。

〈吉岡教育次長〉

使う時は使えます。

〈米田教育長〉

基金として積み立てたという実績を作れば、いくらまで貯めなくてはいけないという事はないわけだ。

〈吉岡教育次長〉

ただ、補助対象となるような施設整備を行う時には、多分補助金は減額になると思います。その分、市が持っているお金を使いなさいということになると思います。

〈文珠委員〉

では、たくさん貯める必要はないですね。

<吉岡教育次長>

その報告は、補助金申請の時に報告をするのでしょうか、基金はどうなっていますかと聞かれる可能性はあるかも分かりません。

<野木委員>

耐震がされていない施設も多分にあると思うのですが、そういったものも賃貸できるのですか。自治体としてそういう耐震になっていないものを賃貸することは大丈夫ですか。

<吉岡教育次長>

これも後から説明をすることになると思うのですが、耐震化がされていない状況で貸しますので、使う時には耐震化をして下さいと、それを承知で受けて下さいという形で貸付をしようと思っています。だから市は責任を取りませんという形です。だから、必要な耐震化は必要です。改修なんかをすると、やはり建築確認申請を出さなければいけないので、耐震化がある程度確保されていなければ改修が認められないと思いますね。

<森委員>

そんな場合に、今は保健室だけとかと言われたのですけれども。

<吉岡教育次長>

今回は改修も何もないです。

<森委員>

何もしなくても。その一部だけで改修をして耐震を、ということにはならないのですか。

<吉岡教育次長>

それを一部だけを借りるためだけに耐震をして借りてもらうのだったらいいと思います。旧大宮第三小学校については、耐震は大丈夫です。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第16号「京丹後市学校教育施設整備基金条例の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第17号、第18号及び第19号の3議案につきましては、条例改正及びそれに基づく規則改正と行政財産の所管換えに関するものであり、関連致しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第17号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第18号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」、議案第19号「行政財産の所管換えについて」の3議案を一括議題と致します。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これらにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

それでは、議案第17号から第19号まで一括で提案させていただきます。

議案第17号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。旧溝谷小学校を改修しまして、溝谷体育館及び溝谷グラウンドは社会体育施設として利用しておりますが、今般、旧溝谷小学校校舎と一体的に、新シルク産業創造事業の研究開発・利用促進施設として利用することに伴い、社会体育施設から廃止をするため、第2条の施設の名称及び位置及び使用料を規定している別表から削除するものです。なお、施行期日については平成27年4月1日からとします。

続いて、議案第18号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。前議案で提案しました溝谷体育館及び溝谷グラウンドの廃止に伴い、利用時間を規定しております第3条から削除するものです。これにつきましては、施行期日については、条例に合わせ平成27年4月1日からとします。

議案第19号「教育財産の所管替えについて」説明をさせていただきます。議案第17号で提案をいたしました溝谷体育館及び溝谷グラウンドの廃止に伴い、旧校舎とあわせて教育財産から廃止をし、新シルク産業創造事業の所管部局である商工観光部に所管替えを行うものです。所管替えを行う財産は、資料に添付させていただいた記載のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正と関連する行政財産の所管替換えにつきまして、3議案の説明をいただきました。

まず、議案第17号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

次に、議案第18号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

次に、議案第19号「行政財産の所管換えについて」につきまして、ご質問、ご意見等が

ございましたらお願いします。

〈野木委員〉

こういった施設に変わっていくということは反対ではなく、喜ばしいことだと私自身も思うのですが、この溝谷小学校のモニュメントといたしますか、跡地みたいな記念碑みたいなものはこの施設の敷地内のどこかへ残るのですか。

〈吉岡教育次長〉

市の方では準備はしていないのですが、再配置の閉校の時に地元の有志の方が、区が中心となって記念碑を造られて、それが設置されていますので、それが残る形になると思います。

〈野木委員〉

それは、その場所にあっても何ら問題ないのですか。

〈吉岡教育次長〉

今回の図面等を見せていただいても特に影響はないと思いますので、それはそのまま残ると思います。

〈小松委員長〉

それでは全体を通しましてのご質問、ご意見が他にございましたら、お願いします。

〈小松委員長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第17号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第18号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第19号「行政財産の所管換えについて」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第20号「白隠禅師二百五十年遠諱記念「白隠禅師墨蹟展」の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これについても、教育次長から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第20号「白隠禅師二百五十年遠諱記念「白隠禅師墨蹟展」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、臨済宗を中興した白隠禅師法縁の地である京丹後市で墨蹟展を行い、まちづくりと文化の振興に寄与することを目的に開催されるということでございます。内容としましては、肖像画、書画、道歌等の展示と、清水寺貫主森清範猊下の記念法話も予定をされているようです。

主催は白隠宗大本松蔭寺、期日は平成27年10月24日から26日、会場は久美浜町新町 宗雲寺、申請者は白隠展開催事務局 宗雲寺住職 鷲見宗憲氏となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第20号をご説明いただきました。

<小松委員長>

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第20号「白隠禅師二百五十年遠諱記念「白隠禅師墨蹟展」の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る1月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

- ① 学校跡施設の利活用に係る公募について

〈学校教育課〉

- ① 2月学校行事予定について
② 閉校式・開校式の日程等について

〈小松委員長〉

全体を通しまして何かご質問ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

以上をもちまして第3回京丹後市教育委員会定例会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

〈閉会 午後5時00分〉

[2月臨時会 平成27年2月23日(月) 午後4時30分から]